

12月15日から31日まで

歳末火災特別警戒

12月15日から31日までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。

今年も残すところあとわずかとなり、何かと慌ただしい年の瀬は、火の元の点検や後始末がおろそかになりがちです。

火の取り扱いには十分注意をするとともに、放火されない環境づくりにも心がけ、火災のない明るい新年を迎えましょう。

■家庭での火災予防対策

- 就寝前、外出時は火の元を点検しましょう。

- ストーブなど暖房器具の給油時、移動時には火を止めましょう。
- たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこ・くわえたばこはやめましょう。
- 家の周囲には、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- 万に備えて
 - 消火器具の備え付けや、使用方法について確認しましょう。
 - 火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

一般家庭の予防査察

訓子府消防団では、次の日程で予防査察を行います。

- 12月7日(日) 東町、旭町、栄町
- 12月21日(日) 大町、元町、仲町、若葉町

単身高齢者世帯(75歳以上)防火訪問

女性消防団員が次の日程で防火訪問を行います。

- 12月7日(日) 旭町、栄町、若富町
- 12月21日(日) 末広町

水道の凍結に注意を!!



水道が凍結しやすい季節になりました。気温が氷点下(マイナス4~5度)になると、日中でも水道が凍ることがあります。長期間、家を空ける時や凍結注意報が出されたときは、水道凍結

に十分注意しましょう。

■水道を凍結から守るには

- 床下の換気口を閉め、冷たい風を防ぎましょう。
- 水道の水抜き栓を動かし、正常に水落としができることを点検しましょう。(蛇口から水を出した状態で水抜き栓を「止まる、または、水抜き」に動かし、蛇口に軽く当てた指先や手のひらが吸い付くようなら正常です)
- 外出時や日中でも寒さが厳しい時は、必ず水落としをしましょう。
- もし、凍らせてしまったら
 - 水道が凍結したときは、水道管にタオルなど

を巻き、80度前後のお湯をかけて15分程度そのままにしておくと、軽い凍結であれば水が出る場合があります。

注意：凍結した箇所に直接、熱湯や直火を当てたりすると、管の破裂や火災の危険があります。それでも水が出ない時は、直接、指定給水装置工事事業者に連絡してください。

■凍結修理費用は、使用者の自己負担です

- 配水管(町が所有している本管)から分岐して家庭の蛇口までの部分を「給水装置」と言います。

町が貸し付けしている水道メーター以外の給水装置は、個人の所有物(財産)です。所有者や使用者が維持管理することになりますので、水道凍結の修理や改造にかかる費用は、皆さんの負担となります。

訓子府町内指定給水装置工事事業者 (町外指定給水装置工事事業者 14社)

㈸武田建設	栄町	☎47-2223
黒川管機工業所	末広町	☎47-4337
訓子府機械工業㈱	東町	☎47-2131
丸建工業㈱	穂波	☎47-3036
長谷川水道設備	日出	☎67-3750

シリーズ 上下水道事業の経営状況 ⑦

上下水道料金を改定する計画です

シリーズ上下水道の経営状況では、現在の状況や国の指導による経営健全化計画、5年間の将来推計などをお知らせしてきました。

料金につきましては、水道事業が平成11年4月から10年間、下水道事業は平成4年4月から17年間据え置き、運営を続けています。

この間、水道事業では平成10年から平成14年に実施した大谷浄水場、配水池、ポケットパーク防災水槽などの大規模な機能強化事業の借入金償還が始まり、平成18年度には懸案だった緑丘地域への配水管整備などで供給率が95%を超える状況となりました。

また下水道事業は、農業集落排水地域内の接続率が95%を超え、個別排水処理施設整備地域の整備率も35%となるなど、健康で文化的な生活やさまざまな社会活動を支えるために整備が進められています。

一方では、借入金の償還がピークを過ぎてはいますが、依然として経営上大きな負担となり、一般会計からの補助金や繰入金に依存した経営状況にあります。

こうした中、国の制度改正や指導により高金利の借入金の一括繰上償還や低金利資金への借換を実施し、償還利息の負担軽減を図り、支出の抑制や利用者の方々の負担による収入増などによる経営健全化計画を策定しました。

計画では、人口減少や上下水道事業の高い供給率や接続率などから、今後大きい収益増は期待できず、以下のように料金改正を計画しています。

《水道事業料金比較》

(1か月当たり)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金	1,260円	1,680円	2,205円	2,730円	3,780円	7,350円	12,285円	24,465円
使用水量	5m ³ まで	5m ³ を超え 10m ³ まで	10m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超える分			
	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき			
現行料金	131.25円	152.25円	173.25円	183.75円	183.75円			
改定素案	136.50円	157.50円	178.50円	189.00円	194.25円			

《下水道料金改定比較》

(1か月当たり)

計量制区分	基本料金	超過料金	定額制区分	基本料金	超過料金
	10m ³ まで	1m ³ につき		1家族2人まで	1人増えるごと
現行料金	1,470円	147円	現行料金	2,100円	1,050円
改定素案	1,680円	168円	改定素案	2,394円	1,197円

《個別排水処理施設受益者分担金》

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受益者分担金 (建築物1戸につき)	50,000円	50,000円	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円

建設課・水道課 (☎47-2118 役場1階 窓口4・5番)